

2006年3月15日発行

第75号



# 友の会ニュース

発行所  
神奈川県東部建設協同組合  
〒216-0011川崎市宮前区大蔵1-4-14  
TEL044-976-1151  
FAX044-976-0557  
フリーダイヤル0120-633-306  
定価10円  
発行人 白田武美  
編集人 伊藤実

**建築にたずさわる者の良心と国や行政の責任が問われています**

## 「構造計算書」偽造問題を考える

昨年十一月に、鉄筋コンクリートの建物の基本にかかる、構造計算書の偽造が発覚し、強度不足のためにマンションやホテル百棟近くが使用できなくなるという、重大な事件が起きました。今回はこの問題を考えてみました。

### 構造計算書は建物の骨格を決めるもの

が合体して成り立っていますが、今回の事件は鉄筋の太さや本数を極端に減らして偽造したというものです。

### 阪神大震災の教訓がないがしろにされた

建物は建築基準法という法律によつて、その強度や耐火性など様々な事項が決められています。これは住む人の安全と快適な生活を確保する最低基準なのです。

建築確認というのは、建物が法に照らし合わせて適法なものかを確認する作業で、国土交通省の所管の仕事ですが、実際には地方自治体で行っています。

あると指摘されています。震度5強の地震というと、毎年全国のどこかで起きている規模です。

その大切な構造計算書が偽造され、それを基にして建てたマンションやホテル百棟近くが、危険の為に使用できなくなつたというのが今回の事件です。鉄筋コンクリートは、引張る力に強い鉄筋と、圧縮に強いコンクリート

が、実際には地方自治体で行っています。

一九九八年より国の指定する民間機関でもこの業務がおこなえるようになります。今では半数以上が民間で処理されています。民間での処理が多くなつたのは、審査期間が短かつたり、審査内容が甘かつたりすることがあるから、利用者が増えたのです。

国民の生命と財産を守る建物は一体どうなつてるのでしようか。国や行政は國民の生命と財産を守る役割をどのように果たしているのか、疑問を持たざるを得ません。

### 建築確認の審査は民間委託業者の方が多い